

規制影響分析書

規制の名称	金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設
担当部局	刑事局組織犯罪対策部企画分析課
評価実施日	平成19年2月2日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者（以下「一般新規事業者」という）に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設。司法書士、行政書士、公認会計士、税理士等（以下「士業者」という）に対する顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務規定の創設（弁護士及び弁護士法人に関しては特例措置を設ける）。</p> <p>【目的及び必要性】 G8サミットにより設置されたFATF（金融活動作業部会）による勧告を履行する必要がある。また、近年の犯罪による収益の移転の情勢が複雑・巧妙化している現況にかんがみ、犯罪による収益の移転に利用されるおそれのある金融機関以外の事業者に対しても、適正な顧客管理措置を講じることにより、そのリスクを抑制するとともに、これに係る犯罪が行われた場合に効果的な追跡を可能とし、当該犯罪の実態解明や検挙に資する枠組みを構築する必要がある。</p>
	<p>根拠条文 犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第34号から第43号まで、第4条第1項から第3項まで、第6条、第7条、第8条及び第9条</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 犯罪による収益の移転が防止され、暴力団、テロ組織その他の犯罪組織が経済的利益を不正な目的・手段で獲得すること、将来の犯罪活動・経済活動の資金源にすることを防止することになり、国民生活の安全と平穏が確保され、経済活動の健全な発展に寄与することができる。また、特定事業者への犯罪による収益の移転への関与が防止されることで、特定事業者の業の健全性・信頼性を確保することができる。さらに、FATF勧告を履行することにより、犯罪による収益の移転防止に関する国際的な連携を確保することができる。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 一般新規事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務並びに士業者による顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務を監督する事務が増加する。また、疑わしい取引の届出を受理する事務が増加する。なお、インターネットによる国家公安委員会への届出を受理するシステムを整備する予定であり、行政庁の疑わしい取引の届出の受理負担を最小限のものとする。</p> <p>【遵守コスト】 一般新規事業者は顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務の、士業者は顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務の履行に係る書類等の作成・保存費用等の負担が生じる。ただし、本法における規制は国際的な要請に基づくものであり、対象事業者及び対象義務は必要最低限のものである。なお、インターネットによる国家公安委員会への届出を受理するシステムを整備する予定であり、疑わしい取引の届出義務履行負担を最小限のものとする。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 金融機関以外の特定事業者に義務を課さない（現状維持）。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、金融機関以外の特定事業者に対する監督事務及び一般新規事業者からの疑わしい取引の届出受理事務が生じない。また、一般新規事業者は顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務を、士業者は顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務を遵守する負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 犯罪による収益の移転が金融機関以外の特定事業者を利用して行われ、犯罪収益対策に抜け穴が生じ、国民生活の安全と平穏が脅かされ、経済活動の健全な発展が阻害される。また、FATFによる相互審査で低評価を受け、将来的にFATFが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。</p>
備考	犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第27条においては、犯罪による収益の移転防止のための制度について、同法の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしている。
レビューを行う時期	平成24年10月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	外国為替取引に係る通知制度の創設	
担当部局	刑事局組織犯罪対策部企画分析課	
評価実施日	平成19年2月2日	
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 業として為替取引を行う特定事業者が、外国為替取引を行うときに顧客の本人特定事項等を通知する（以下「通知義務」という）規定の創設。</p> <p>【目的及び必要性】 テロ資金供与に関するFATF特別勧告を履行する必要がある。また、国際金融取引が犯罪による収益の移転に利用されやすいことから、国際間の資金移転を追跡し、犯罪による収益の出所を明らかにするために、通知義務規定を創設する必要がある</p>	
	根拠条文	犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条
期待される効果	<p>【社会的便益】 犯罪による収益の移転が外国為替取引により行われた場合、効果的な追跡が可能となり、ひいては外国為替取引における犯罪収益の移転を防止し、業として為替取引を行う特定事業者及び国際金融システムの健全性、信頼性を確保することができる。また、FATFによる勧告を履行することにより、犯罪による収益の移転防止に関する国際的な連携を確保することができる。</p>	
想定される負担	<p>【行政コスト】 業として為替取引を行う特定事業者による通知義務を監督する事務が増加する。</p> <p>【遵守コスト】 通知義務の履行に係る書類等の作成・保存費用等の負担が生じる。ただし、当該義務については、犯罪による収益の移転への対策、特にテロ資金対策に係る国際協力が喫緊の課題であること、及び情報通信によるネットワークを用いる国内外の為替取引においての当該義務の不履行は為替取引制度全体への影響が多いため、必要最低限の負担である。</p>	
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 業として為替取引を行う特定事業者に通知義務を課さない（現状維持）。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、業として為替取引を行う特定事業者による通知義務を監督する負担が生じない。また、業として為替取引を行う特定事業者は、通知義務を遵守する負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 仕向先が外国所在為替取引業者である場合、取引を拒絶されるおそれがある。また、犯罪による収益の移転が国際金融システムを利用して行われ、犯罪による収益の収集や出所の隠匿等がなされることにより、国民生活の安全と平穏が脅かされるとともに、国際金融システムの健全性、信頼性が損なわれ、経済活動の健全な発展が阻害される。さらに、FATFによる相互審査で低評価を受け、将来的にFATFが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。</p>	
備考	犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第27条においては、犯罪による収益の移転防止のための制度について、同法の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしている。	
レビューを行う時期	平成24年10月ころまで。	

規制影響分析書

規制の名称	疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務 (以下、届出「通知義務」という) についての報告徴求、立入検査及び是正命令制度の創設
担当部局	刑事局組織犯罪対策部企画分析課
評価実施日	平成19年2月2日
規制の内容、目的及び必要性	<p>【内容】 特定事業者に対する届出「通知義務」についての報告徴求、立入検査及び是正命令規定の創設。</p> <p>【目的及び必要性】 G8サミットにより設置されたFATF (金融活動作業部会) による勧告を履行する必要がある。また、業法上の監督を受けていない特定事業者については、疑わしい取引の届出義務の履行が確保されないおそれがあること、業法上の監督を受けている特定事業者については、業法上の監督や行政処分が本法の趣旨目的と合致するとは限らないことから、届出「通知義務」についての報告徴求、立入検査及び是正命令規定を整備する必要がある。</p>
	<p>根拠条文 犯罪による収益の移転防止に関する法律第13条、第14条、第16条並びに第17条第2項及び第3項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 特定事業者による届出「通知義務」の履行が確保され、効果的な捜査に資するものとなる。また、特定事業者への犯罪による収益の移転への関与を防止することで、特定事業者の業の健全性「信頼性」を確保することができる。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 特定事業者が届出「通知義務」に違反している疑いがある場合、当該特定事業者についての報告徴求、立入検査に関する事務が生じる。また、特定事業者が届出「通知義務」に違反していた場合、是正命令等行政処分を行う事務が生じる。</p> <p>【遵守コスト】 特定事業者が届出「通知義務」に違反している疑いがある場合、事業所管行政庁若しくは国家公安委員会による報告徴求又は事業所管行政庁若しくは国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査が行われる。また、当該特定事業者が届出「通知義務」に違反していた場合、事業所管行政庁により是正命令等行政処分がなされる。ただし、疑わしい取引の届出義務は主観的要素が大きく、十分な体制「経験」を有しない特定事業者にとっては、罰則で担保された是正命令まで行政措置が全く行われない場合には過酷となるおそれがあるため、行政庁による指導、助言及び勧告の制度を設け (法第15条) 法令遵守に関する誘導的措置をとることとしている。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 特定事業者に対する届出「通知義務」についての報告徴求、立入検査及び是正命令を行わない (現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 行政庁は、特定事業者に対する届出「通知義務」についての報告徴求、立入検査及び是正命令等行政処分を行う事務が生じない。また、特定事業者は報告徴求、立入検査及び是正命令等行政処分を受ける負担が生じない。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 犯罪による収益の移転が義務不履行特定事業者を利用して行われ、犯罪収益対策に抜け穴が生じ、国民生活の安全と平穏が脅かされ、経済活動の健全な発展が阻害される。また、FATFによる相互審査で低評価を受け、将来的にFATFが我が国に対し勧告不履行に対する警告通知や除名処分等を行う可能性がある。</p>
備考	<p>金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (平成14年法律第32号) においては、既に顧客等の本人確認及び取引記録等の保存義務違反に対する報告徴求 (第7条) 立入検査 (第8条) 及び是正命令 (第9条) 規定が措置されている。</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律附則第27条においては、犯罪による収益の移転防止のための制度について、犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行状況、犯罪による収益の移転防止に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしている。</p>
レビューを行う時期	平成24年10月ころまで。